

不開示理由一覧

A	法第5条第1号 (個人情報)	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、これを公にすることを定めた法令等は存在せず、慣行も認められないため。
B	法第5条第2号イ (法人等情報)	公にすると文書の偽造等に悪用されるおそれがあり、当該法律事務所の正当な利益を害するおそれがあるため。
C	法第5条第2号イ (法人等情報)	銀行口座番号等の情報は取引先等にのみ明らかにされる内部管理情報であり、公にすると悪用されるおそれがあり当該法律事務所の正当な利益を害するおそれがあるため。
D	法第5条第2号イ (法人等情報)	委任契約を締結した弁護士の具体的な契約条件が記載されており、公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
E	法第5条第2号イ (法人等情報)	委任契約を締結した弁護士の具体的な契約条件の案が記載されており、公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
F	法第5条第2号イ (法人等情報)	業務委託契約を締結した弁護士の具体的な契約条件が記載されており、公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
G	法第5条第2号イ (法人等情報)	委任契約又は業務委託契約を締結した弁護士の具体的な業務実績が記載されており、公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
H	法第5条第2号イ (法人等情報)	業務に対する報酬等の金額であり、公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
I	法第5条第2号イ (法人等情報)	業務に対する報酬等の算定に係る数値・記述であり、公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
J	法第5条第4号 (事務事業等情報)	公印は認証機能を有するものであり、公にすると文書の偽造等に悪用されるおそれがあり、本学が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
K	法第5条第4号 (事務事業等情報)	具体的な事案に係る内容であり、公にすると、本学では公にしていない事案対応の一端が明らかとなるおそれがあり、当事者としての地位を不当に害し本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。
L	法第5条第4号 (事務事業等情報)	具体的な業務に係る内容であり、公にすると、本学がどのような内容の業務にどのような対応を必要としていたかが明らかとなるおそれがあり、本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。
M	法第5条第4号二 (事務事業等情報)	具体的な事案に係る内容であり、公にすると、本学では公にしていない事案対応の一端が明らかとなるおそれがあり、当事者としての地位を不当に害し本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。
N	法第5条第4号二 (事務事業等情報)	本学では公にしていない事案に係る情報であり、公にすると本学の当事者としての地位を不当に害し本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。
O	法第5条第2号イ (法人等情報) 法第5条第4号 (事務事業等情報)	具体的な業務に係る内容であり、公にすると当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。また、本学がどのような内容の事案についてどのような対応を必要としていたかが明らかとなるおそれがあり、本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。